

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章〔略〕</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条 - <u>第20条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第21条 - 第23条</u>）</p> <p>付則 （登録廃止の申請）</p> <p>第14条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 印鑑登録者が、前2項の規定による申請を墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年墨田区条例第31号。<u>第18条ただし書</u>において「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定により行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、当該申請を行った者は、事後において速やかに印鑑登録証を返納しなければならない。 （印鑑登録の抹消）</p> <p>第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4)〔略〕</p> <p>(5) 氏名、氏、名、通称又は氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記に限る。）を変更したため、登録されている印鑑が<u>第7条第1項第1号</u>に該当することになったとき。</p> <p>(6)・(7)〔略〕 （代理人）</p> <p>第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条並びに第14条第1項及び<u>第2項</u>の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。 （印鑑登録証明の申請）</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章〔略〕</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条 - <u>第19条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第20条 - 第22条</u>）</p> <p>付則 〔同左〕</p> <p>第14条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 印鑑登録者が、前2項の規定による申請を墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年墨田区条例第31号。<u>以下「情報通信技術利用条例」という。</u>）第3条の規定に<u>基づき</u>行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、当該申請を行った者は、事後において速やかに印鑑登録証を返納しなければならない。 〔同左〕</p> <p>第15条〔同左〕</p> <p>(1)～(4)〔略〕</p> <p>(5) 氏名、氏、名、通称又は氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記に限る。）を変更したため、登録されている印鑑が<u>第7条第1号</u>に該当することになったとき。</p> <p>(6)・(7)〔略〕 〔同左〕</p> <p>第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条並びに第14条第1項及び<u>同条第2項</u>の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。 〔同左〕</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証</p>

明書交付申請書により申請しなければならない。ただし、当該申請を情報通信技術利用条例第3条の規定により行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

(印鑑登録証明の制限)

第19条 区長は、前条(ただし書を除く。)の規定による申請があったときは、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 区長は、前条ただし書の規定による申請があったときは、当該申請をした印鑑登録者の住所に印鑑登録証明書を郵送することによってのみ、交付するものとする。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用し、多機能端末機(区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。)に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。)を入力することにより、印鑑登録の証明の申請をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第4章 雑則

(関係人に対する質問)

第21条 区長は、印鑑の登録及び証明に関し必要な調査をすることができる。

2・3 [略]

(閲覧の禁止)

第22条 区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

明書交付申請書により申請しなければならない。ただし、当該申請を情報通信技術利用条例第3条の規定に基づき行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

[同左]

第19条 区長は、前条(ただし書を除く。)の申請があったときは、印鑑登録証を提示した者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 区長は、前条ただし書による申請があったときは、当該申請をした印鑑登録者の住所に印鑑登録証明書を郵送することによってのみ、交付するものとする。

[新設]

第4章 雑則

[同左]

第20条 [同左]

2・3 [略]

[同左]

第21条 [同左]

[同左]

第22条 [同左]

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。